

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)3月27日までに成立した, もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】相続開始後、認知によって相続人となった者が他の共同相続人に民法910条に基づき価額の支払を請求する場合の遺産の価額算定の基準時は価額支払請求をした時、他の共同相続人の価額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥ると判示(平成28年2月26日最高裁平成26年(受)第1312号)

【2】線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社Xに損害を与えた認知症のAの妻Y1と長男Y2の民法714条1項に基づく損害賠償責任が否定された事例(平成28年3月1日最高裁平成26年(受)第1434号)

【3】老人デイサービスセンターの利用者Aが当該センターの送迎車から降車し着地する際に負傷した事故が、当該送迎車に係る自動車保険契約の搭乗者傷害特約における当該送迎車の運行に起因するものとはいえないとされた事例(平成28年3月4日最高裁平成27年(受)第1384号)

【4】Xらが、米国人Yがインターネット上のウェブサイトに掲載した記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張してYに対し不法行為に基づく損害賠償を請求したところ、民訴法3条の9にいう「特別の事情」があるとして訴えが却下された事例(平成28年3月10日最高裁平成26年(受)第1985号)

【5】賃借店舗の設備等が全焼したため会社Xは保険会社Yに火災保険金の請求をしたが故意免責の規定により支払を拒否しこれに対しXが提訴。原審はXの請求を認容、Yが控訴したところ本判決はXに火災発生 of 重大な過失があったとしてXの請求を棄却した(平成26年3月20日東京高裁平成25年(ネ)第1917号)

【6】A(父)とB(母)は離婚し子らの親権はBと定められた。その後Bは子らをAと同居するAの親族に預けAの自宅を出たためAが親権者変更の調停を求め審判手続に移行。原審はAの申立を却下し、Aが抗告したところ親権者変更が必要として原審が取消された(平成27年1月30日福岡高裁平成26年(ラ)第414号)

【7】投資目的でマンションを購入したAが、その購入資金を融資したB銀行に対し、説明義務違反等を理由とする損害賠償等請求を提訴。Aは収益性について判断力を有しており、Bは購入に関する違法な勧誘行為を知りうる立場になかった等として、請求が棄却された事例(平成27年5月26日東京高裁平成27年(ネ)第679号)

【8】遺留分権利者が権利行使を期待できない特段の事情が解消された時点から6ヶ月以内に権利行使したときは民法1042条後段の消滅の効果は生じないが、本遺留分の権利行使は当該6ヶ月以上経過した後であるとして、結論としては遺留分減殺請求が棄却された事例(平成27年9月16日仙台高裁平成27年(ネ)第30号)

【9】Xは証券会社Yの外務員Aの勧誘を受け初めて仕組債を購入したが、株価暴落の結果損失を被ったため、適合性原則違反、説明義務違反などを理由にYに損害賠償等を請求。原審は請求を全部棄却したが本判決は一転してXの主張を認容、損害額の一部の支払を命じた(平成27年12月10日大阪高裁平成27年(ネ)第1860号)

【10】自動車保険契約の被保険者である被害者が加害者から損害賠償金の支払を受けた後に保険会社に人身傷害保険金を請求した事案。被害者に過失相殺により損害賠償を受けることができない損害額相当の人身傷害保険金の給付を受けることができると判示(平成26年1月28日東京地裁平成24年(ワ)第34647号)

【11】強制送還するため民間航空機に搭乗していたガーナ人男性が入国警備官による違法な制圧行為で窒息死したとして妻と母が国家賠償を請求した事案。警備官の制圧行為が制圧の必要性、相当性を越え違法とされ妻と母に対しそれぞれ賠償金を支払うよう命じられた(平成26年3月19日東京地裁平成23年(ワ)第25874号)

【12】自殺とは本件終身共済契約の被共済者の自由な意思決定に基づいてなされたものでなければならず自由な意思決定に基づかない自殺は本件免責条項にいう「自殺」に当たらないとの解釈基準を示し、死直前の事情を総合的に判断した上で死亡共済金の支払を命じた事例(平成27年7月14日甲府地裁平成25年(ワ)第301号)

【13】マンションの共用部分で区分所有者が専用使用権を有するバルコニーの一部に不具合があり管理組合が修補

しなかった等と主張して損害賠償を請求した事案。管理組合に本件不具合の修補義務があるとは言えないとし、不法行為の成立が否定され、請求が棄却された(平成27年7月17日東京地裁平成26年(ワ)第5681号)

(商事法)

【14】Yの株主であるXらが、Yに対し、Yの臨時株主総会におけるXらを取締役から解任する旨の議案を否決する株主総会決議の取消しを請求する訴えは不適法であると判断された事例(平成28年3月4日最高裁平成27年(受)第1431号)

【15】顧客Aが証券会社の販売する仕組債を運用対象金融資産とする信託契約を含む一連の取引を行った際に証券会社Y2に説明義務違反があったとはいえないとされた事例(平成28年3月15日最高裁平成26年(受)第2454号)

【16】破産会社の破産管財人がその役員に対し責任査定の申立を行い、破産裁判所が社外監査役に任務懈怠責任の損害賠償請求額を査定決定。これに対し社外監査役が異議の訴えを提起、破産管財人が反訴するなどした事案。本判決は社外監査役の重過失を否定し控訴を棄却(平成27年5月21日大阪高裁平成26年(ネ)第317号)

【17】Xは違法に経営者の地位を奪われたなどとして解任決議をした株主総会決議等の無効確認や株式譲渡等を求める(甲事件)一方、Xは占有している建物の明け渡しを求められた事案(乙事件)。甲事件の解任決議は無効、株式譲渡請求は棄却、乙事件は請求を棄却(平成27年11月9日長崎地裁平成25年(ワ)第231号、平成26年(ワ)第180号)

(知的財産)

【18】Yが商標権を有する本件商標の通常使用権者であるYの子会社Aが、本件商標に類似するバナー広告を使用し、Xが本件商標登録の取消審判を請求したが、不成立審判を受けたためXがその取消を求めたところ、同請求が棄却された事例(平成25年12月18日知財高裁平成25年(行ケ)第10042号)

【19】特許権侵害と認定された控訴人の「化学式や化合物名を用いて一定ルールの下に客観的かつ容易に発明の対象が定義される化学分野の発明では特許請求の範囲の記載を超えて権利が及ぶ範囲が拡張されることを第三者が予期するのは極めて困難」との主張が排斥された(平成28年3月25日知財高裁平成27年(ネ)第10014号)

【20】「デュアルスキャン」の片仮名と「DualScan」の欧文文字とを2段に書した被告の登録商標に対して原告が自社製品と誤認混同されるとして請求した無効審判につき特許庁が請求不成立としたため原告が取消訴訟を提起。審判が取消され原告請求が認容された(平成28年2月17日東京地裁平成27年(行ケ)第10134号)

(民事手続)

【21】建物の区分所有等に関する法律59条1項に規定する競売を請求する権利を被保全権利として民事保全法上の処分禁止の仮処分を申立てることはできないと判示(平成28年3月18日最高裁平成27年(許)第15号)

【22】外国判決により支払を命じられた養育費の額が、我が国における適正額を上回っても、そのことのみから当然に外国判決の内容が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反するということはできないとし、民訴法118条の要件を満たすとして執行判決をした事例(平成26年12月25日東京地裁平成26年(ワ)第14667号)

(刑事法)

【23】自動車運転過失致死の公訴事実について防犯カメラ映像と整合しない走行態様を前提に被告人を有罪とした原判決に、審理不尽の違法、事実誤認の疑いがあるとされた事例(平成28年3月18日最高裁平成26年(あ)第1844号)

【24】罰金50万円の略式命令が出された被告人が正式裁判を請求。弁護人は検察官が被告人に有利な情状資料である示談書を提出しなかったので量刑不当と主張したが東京簡裁は量刑を維持、控訴審においても原裁判所が証拠調べしているから量刑は合理的と判断した(平成27年8月31日東京高裁平成27年(う)第969号)

(公法)

【25】未処理欠損金を有する法人の買収及び合併の事例について、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するとされた事例(平成28年2月29日最高裁平成27年(行ヒ)第75号)

【26】新設分割承継法人が適格分割に該当しないとして資産調整勘定の金額を計上した事例で、法人税法132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するとされた事例(平成28年2月29日最高裁平成27年(行ヒ)第177号)

【27】個人情報の一部を不開示とする決定の取消しを求める訴えが行政事件訴訟法14条1項本文の定める出訴期間を経過した後提起されたものであり、出訴期間を経過した後提起されたことにつき同項ただし書にいう「正当な理由」があるとはいえないとされた事例(平成28年3月10日最高裁平成27年(行ヒ)第221号)

【28】イスラム教徒である原告らは警視庁、警察庁等の監視活動などで信教の自由等の人権が侵害され、ネット上に原告らの個人情報を流出させた等として東京都及び国に損害賠償等を求めた事案。情報収集活動は適法としたがデータ流出の過失を認め賠償金の支払を認容(平成26年1月15日東京地裁平成23年(ワ)第15750号、平成23年(ワ)第32072号、平成24年(ワ)第3266号)

【29】大阪市交通局の職員Xが入れ墨の有無を尋ねる調査に回答しなかったことで戒告処分を受けたため大阪市に処分の取消等を求めた事案。個人情報の収集を禁止する大阪市個人情報保護条例6条2項に違反するとして本件処分を取消したが慰謝料請求は棄却した(平成26年12月17日大阪地裁平成24年(行ウ)第222号)

(社会法)

【30】合併により消滅する信用協同組合の職員Xが、合併前の就業規則に定められた退職金の支給基準を変更することに同意する旨の記載のある書面に署名押印をした場合において、上記の変更に対する当該職員の同意があるとした原審の判断に違法があるとされた事例(平成28年2月19日最高裁平成25年(受)第2595号)

【31】歯科医師Xは歯科医師Yから従業員を従前の労働条件に準じた労働条件で再雇用する前提で歯科医院事業の譲渡を受ける契約を交わしたが、YはXが上記条件を履行しなかったため契約解除した。Xが譲渡金の返還と損害賠償を求めたところ同請求が一部認容された(平成27年6月26日東京地裁平成25年(ワ)第31216号)

(その他)

【32】弁護士である原告らは、被告がウェブサイトで原告らに不利になる表示をしている点が品質等誤認表示に当たり原告らの営業権が侵害され、名誉信用が傷付けられたとして慰謝料80万円の支払を求めたところ、原判決は原告らの請求を棄却、本判決は控訴を棄却した(平成28年2月24日知財高裁平成27年(ネ)第10119号、平成26年(ワ)第31864号)

# 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民法】

### (1) 最二判平成28年2月26日 最高裁HP

平成26年(受)第1312号 価額償還請求上告,同附带上告事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/705/085705\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/705/085705_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

1 相続の開始後認知によって相続人となった者が他の共同相続人に対して民法910条に基づき価額の支払を請求する場合における遺産の価額算定の基準時は,価額の支払を請求した時である。

(理由)

民法910条の規定は,相続の開始後に認知された者が遺産の分割を請求しようとする場合において,他の共同相続人が既にその分割その他の処分をしていたときには,当該分割等の効力を維持しつつ認知された者に価額の支払請求を認めることによって,他の共同相続人と認知された者との利害の調整を図るものであるところ,認知された者が価額の支払を請求した時点までの遺産の価額の変動を他の共同相続人が支払うべき金額に反映させるとともに,その時点で直ちに当該金額を算定し得るものとするのが,当事者間の衡平の観点から相当である。

2 民法910条に基づく他の共同相続人の価額の支払債務は,期限の定めのない債務であって,履行の請求を受けた時に遅滞に陥る

### (2) 最三判平成28年3月1日 最高裁HP

平成26年(受)第1434号 損害賠償請求事件

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/714/085714\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/714/085714_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

線路に立ち入り列車と衝突して鉄道会社Xに損害を与えた認知症の者Aの妻Y1と長男Y2の民法714条1項に基づく損害賠償責任が否定された事例

(理由)

ある者が,精神障害者に関し,法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは,その者自身の生活状況や心身の状況などとともに,精神障害者との親族関係の有無・濃淡,同居の有無その他の日常的な接触の程度,精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情,精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容,これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して,その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。

Y1は,長年Aと同居していた妻であり,本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており,Aの介護もY2の妻Bの補助を受けて行っていた。また,Y2は,Aの長男であり,Aの介護に関する話合いに加わり,妻BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの,Y2自身は,横浜市に居住して東京都内で勤務していたもので,本件事故まで20年以上もAと同居しておらず,本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎない。そうすると,Y1およびY2は,いずれもAの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということはできず,その監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえないから,Aの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということとはできない。

### (3) 最二判平成28年3月4日 最高裁HP

平成27年(受)第1384号 保険金請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/726/085726\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/726/085726_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

老人デイサービスセンターの利用者Aが当該センターの送迎車から降車し着地する際に負傷したという事故が,当該送迎車に係る自動車保険契約の搭乗者傷害特約における当該送迎車の運行に起因するものとはいえないとされた事例

(理由)

本件事故は,Aが本件センターの職員Bの介助により本件車両から降車した際に生じたものであるところ,本件において,Bが降車場所として危険な場所に本件車両を停車したといった事情はない。また,Aが本件車両から降車する際は,上記のとおり,通常踏み台を置いて安全に着地するように本件センターの職員がAを介助し,その踏み台を使用させる方法をとっていたが,今回も本件センターの職員による介助を受けて降車しており,本件車両の危険が現実化しないような一般的な措置がされており,その結果,Aが着地の際につまずいて転倒したり,足をくじいたり,足腰に想定

外の強い衝撃を受けるなどの出来事はなかった。そうすると、本件事故は、本件車両の運行が本来的に有する危険が顕在化したものであるということとはできないので、本件事故が本件車両の運行に起因するものとはいえない。

#### (4) 最高裁判平成28年3月10日 最高裁HP

平成26年(受)第1985号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/737/085737\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/737/085737_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

Xらが、米国法人Yがインターネット上のウェブサイトに掲載した記事によって名誉及び信用を毀損されたなどと主張して、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求する事案において、民法3条の9にいう「特別の事情」があるとして訴えが却下された事例

(理由)

本件訴訟は、本件訴訟の提起当時に既に係属していた別件米国訴訟に係る紛争から派生した紛争に係るものといえる。そして、事実関係や法律上の争点について、本件訴訟と共通し又は関連する点が多い別件米国訴訟の状況に照らし、本件訴訟の本案の審理において想定される主な争点についての証拠方法は、主に米国に所在する。さらに、XらもYも、Yの経営に関して生ずる紛争については米国で交渉、提訴等がされることを想定していた。実際に、Xらは、別件米国訴訟において応訴するのみならず反訴も提起しているのであって、本件訴えに係る請求のために改めて米国において訴訟を提起するとしても、Xらにとって過大な負担を課することになるとはいえない。加えて、上記の証拠の所在等に照らせば、これを日本の裁判所において取り調べることはYに過大な負担を課することになるといえる。

#### (5) 東京高判平成26年3月20日 判例タイムズ1420号111頁

平成25年(ネ)第1917号 保険金請求控訴事件(取消, 請求棄却, 上告, 上告受理申立)

有限会社Xが、保険会社Yとの間で、Xがパン製造のために賃借する店舗用建物の設備等につき火災保険契約を締結したが、その後、火災で建物が全焼したので、Yに対し火災保険金の請求をした事案において、Yが本件火災はXの代表者等の放火によるものであり、保険約款上の故意免責の規定により保険金請求は認められないと主張したが、原審が当該主張を採用せずXの請求を認容したため、Yが控訴し、控訴審において故意免責に加え重過失免責の主張を追加した。

本判決は、Xが業務に使用するフライヤーが約30年前に中古備品として購入されたものであり、サーモスタット機能の異常により最近も複数回にわたり異常燃焼が生じていたこと、これまでに火の消し忘れがあり、最近でもそれが複数回にわたっていたのにXの代表者から従業員に対して特段の注意喚起が行われていなかったこと、フライヤーの清掃管理も適正さを欠いていたこと等の事実を認定し、Xの代表者には本件火災を生じさせたことにつき重大な過失があったとしてXの保険金請求を棄却した。

#### (6) 福岡高決平成27年1月30日 判例タイムズ1420号102頁

平成26年(ラ)第414号 親権者変更申立却下審判に対する抗告事件(変更, 確定)

A(父)とB(母)は、平成20年に婚姻し長男及び長女をもうけ、同25年に子らの親権者をBと定めて協議離婚したが、Bは子らをAと同居するAの親族に預けてAの自宅を出たため、Aが同26年に親権者変更の調停を申し立てたところ、審判手続に移行し原審がAの申立を却下したため、Aが抗告をした。

本決定は、子らをA側で監護しているという監護の実態と親権の所在を一致させる必要があること、監護補助者の有無、離婚時に子らの親権者をBとした経緯(Bの監護能力を認めてBを親権者としたわけではないこと)、Bの婚姻中の監護実績や監護意思ないし監護適格の有無等について指摘し、子らが幼児であり、母性の存在が必要であること等を考慮しても、未成年者らの利益のためには、親権者の変更が必要であると認めて、原審判を取り消して子らの親権者をBからAに変更した。

#### (7) 東京高判平成27年5月26日 判例時報2280号69頁

平成27年(ネ)第679号 売買代金返還等請求控訴事件(控訴棄却)

A(控訴人)は結婚紹介所のウェブサイトを通じて知り合ったCの違法な勧誘により、不動産業を営むDからマンションの専有部分を2570万円(市場価格は1330万円)で購入し(本件売買契約)、購入資金につきB銀行(被控訴人)から融資を受け(本件消費貸借契約)、前記代金を支払った。

Aは、第1審において、Bに対し主的に本件消費貸借契約の取消、無効等を主張し、同契約に基づく貸付金の返還義務の不存在の確認、予備的に説明義務違反等の不法行為に基づく損害賠償を請求するとともに、Cに対し慰謝料300万円の損害賠償請求、Dに対し本件売買契約の解除・取消等を主張し、売買代金の返還を請求した。結果として、Dの間では、訴訟上の和解が成立し、Bについては請求棄却、Cについては慰謝料20万円の判決がなされた(その後、Cのみ

確定)。Aは、Bに対する予備的請求である説明義務違反等の不法行為に基づく損害賠償のうち、Dとの和解金額を控除した残額590万円に不服の範囲を限定して控訴した。

本判決は、基本的に第1審判決を引用し、本件取引は、経済的に一体のものとして取り扱われ、Bは、本件取引に必要な売買代金の融資を行うにあたり通常される手続を実施しておらず、Aの事情、認識も考慮すると、Aの意思決定に瑕疵が生じ得る可能性があり、Bにおいて本件取引の実態に即した説明と配慮が求められる場面があったともいえないとしたものの、Aは、本件マンションの収益性につき十分に判断しうる能力を有し、関係書類の作成に自ら関与し、本件消費貸借契約締結に際してその内容の説明を受けるなどしており、BがCらと密接な関係を有するものでなく、違法な勧誘行為を知り、知りうる立場にあったとも認め難い等とし、本件においてBに本件消費貸借契約の内容を説明するなどの通常求められる以上に本件取引の実態に即した説明等の措置が求められていたとはいえないとし、説明義務違反を否定し、その余のAの主張も排斥し、Bの不法行為を否定し、控訴を棄却した。

## (8) 仙台高判平成27年9月16日 判例時報2278号67頁

平成27年(ネ)第30号 遺留分減殺請求控訴事件 控訴棄却(上告)

Aは、平成7年に所有する本件土地建物を孫Yに遺贈する自筆証書遺言(本件遺言)をしたところ平成10年1月5日死亡し、相続が開始した。相続人全員が遺産分割協議した際、Aの子B(Yの親)は本件遺言書は開封されているため無効であるから遺産分割協議が必要であるとして協議を続けたが、Aの死亡から10年以上経過した平成23年10月30日の遺産分割協議においてBが従来の見解を改め本件遺言書は有効であるが遺留分減殺請求はもはやできないので遺産分割協議は無意味となったので継続しない旨発言した。その後、遺贈を原因とするY名義の相続登記がなされたため、Xは、平成24年6月27日、Yに対し遺留分減殺請求権行使の意思表示をした上、本件土地建物についてXの持分とする所有権移転登記手続を求めた。

一審は、Xの遺留分減殺請求は民法1042条後段の10年の除斥期間経過後になされたものであり、Xは除斥期間経過以前に本件遺言の内容を伝えられており遺留分保全の機会が全くなかったとはいえないとしてXの請求を棄却したためXが控訴した。

本判決は、相続開始から10年経過後に受遺者による新たな権利主張が容認される一方でこれに対する遺留分減殺請求権の行使が一切許されないと解するのは公平の見地から相当とはいえず民法1042条後段適用については民法160条の法意に照らし、遺留分権利者が権利行使を期待できない特段の事情が解消された時点から6ヶ月以内に権利行使したと認められる場合には1042条後段の消滅の効果は生じないと解するのが相当であるとし、Xによる権利行使は特段の事情が解消された平成23年10月30日から6ヶ月以上経過した後であることから結論としては原判決は相当であるとして控訴棄却した。

## (9) 大阪高判平成27年12月10日 金法2036号94頁

平成27年(ネ)第1860号 損害賠償請求控訴事件(原判決変更・請求一部認容)

Xは、昭和27年5月生まれの無職女性であり、癌を患って闘病中であった。その夫は、昭和26年2月生まれで、こちらも長らく無職無収入であった。Xとその夫は、それぞれの両親からの経済援助や相続により、約9000万円の預金を保有し、これを取り崩しながら生活していた。Xは、証券会社Yの外務員Aの勧誘を受け、預金では得られない高利回りに惹かれて、ノックイン条項付の仕組債である他社株転換条項付社債2口合計2068万円を購入することを決断したが、仕組債を購入するは初めてであった。その後、いわゆるリーマン・ショックによる株価暴落の影響を受け、ノックインとなり、上記社債は他社株式44株での株式償還が実行され、Xは損失を被った。Xは、Aが本件仕組債の購入を勧誘したことは金融商品取引法40条1号所定の適合性原則に違反する違法な行為である、あるいはAが金融商品の販売等に関する法律3条に従った説明をしなかったので元本欠損の危険を具体的に理解しないまま本件仕組債の購入をさせられたと主張し、同法5条または民法715条に基づき、Yに対し、損害賠償として、Xが本件仕組債購入のために支出した金額から提訴時の上記44株の他社株式の株価を控除した金額である1504万8000円および弁護士費用150万円並びにこれらに対する遅延損害金の支払いを求めて訴訟を提起した。原審は、適合性原則違反も説明義務違反も認められないとして、Xの請求の全部を棄却したところ、Xが控訴した。

本判決は、契約締結前交付書面を受け取った旨の受領書面の徴求がされていないこと等から、本件仕組債の購入前に契約締結前交付書面を交付して商品の重要事項を説明したというAの証言を採用せず、契約締結前交付書面は注文後に交付されたにすぎないし、株式償還に関するAの口頭での説明はかなり曖昧なものであったと認定し、その上で、もしXが株式償還の仕組み(償還株式数や損失額の計算)を正しく理解し、いかに株価が下落しても44株しか償還されないことを理解していたら、本件仕組債を購入しなかったであろうと認定して、金融商品の販売等に関する法律5条所定の損害賠償責任として、Xが本件仕組債購入のために支出した金額2068万円から本件訴訟の口頭弁論終結時における上記44株の他社株式の株価を控除した金額である945万1200円および弁護士費用94万円並びにこれらに対する遅延損害金について、Xの請求を認容した。

**(10)東京地判平成26年1月28日 判例タイムズ1420号386頁**

平成24年(ワ)第34647号保険金等請求事件(一部認容,控訴)

自動車保険契約の人身傷害補償条項の被保険者である被害者(原告)が,加害者から損害賠償金の支払いを受けた後に,保険会社(被告)に対し人身傷害保険金を請求した事案において,その保険金額を定めるにあたっては,人身傷害保険金の支払いが賠償金の支払いに先行した場合と整合性を保ち,被保険者が訴訟基準損害額に相当する額を確保することができるよう本件約款(保険会社の支払う人身傷害保険金の額は,人身傷害条項の損害額算定基準(人身傷害基準)から,対人賠償保険等によって既に給付が決定し又は支払われた保険金の額等を控除した額とする内容)を合理的に解釈すべきであるから,加害者からの賠償金が人身傷害保険金に先行して支払われた場合における人身傷害保険金から控除されるべき「既に給付が決定し又は支払われた金額」は,人身傷害基準によって決定された人身傷害保険金の額と被害者の加害者に対する過失相殺後の賠償金の額の合計額が過失相殺前の損害額を上回る場合における当該上回る部分に相当する額をさすものと解するのが相当であるとし,人身損害基準損害額から先に支払われた賠償金額を控除すると支払うべき保険金は存在しないとの保険会社の主張を退け,被害者に過失相殺により損害賠償を受けることができない損害額相当の人身傷害保険金の給付を受けることが認められた。

**(11)東京地判平成26年3月19日 判例タイムズ1420号246頁**

平成23年(ワ)第25874号 国家賠償等請求事件(一部認容,控訴(後取消,自判))

退去強制令書の執行として強制送還するため民間航空機に搭乗していたガーナ人男性が,執行を担当した入国警備官による違法な制圧行為により窒息死したとして,妻と母が国家賠償を請求した事案において,本件では,航空機内で大声を上げたり自殺を企図したりして航空会社から搭乗拒否を受けて送還を阻止することを目論む具体的な危険性が予測され,これを予防するために,猿ぐつわ様にタオルを口に噛ませ,結束バンドで両手首を腰の前で固定し,足に大型手錠を掛け,両足を押さえていたことは違法とはいえないとしたが,抵抗が収まってきた男性に対し猿ぐつわをされているのに,呼吸の状態を確認して安全を確保できない前屈みの体勢を強制した点について,制圧行為の危険性の大きさが,制圧の必要性,相当性を超え違法とされ,妻と母に対しそれぞれ約250万円の賠償金を支払う旨の判決が出された。

**(12)甲府地判平成27年7月14日 判例時報2280号131頁**

平成25年(ワ)第301号 共済金請求事件(認容,控訴,後和解)

自殺者AはY組合の営業担当職員として勤務していた者であるが,Y組合との間で,Aを被共済者,Xを死亡共済金受取人とする終身共済契約,定期生命共済契約を締結していた。Xが死亡共済金の支払いを請求したところ,Yは「自殺」の免責条項に該当するとして,支払いを拒絶した。この点,AはYの支店の営業担当職員であったが,支店長から暴行を受け,精神障害となり,山林においてゴムホースを用いて縊死する方法で自殺した。なお,労働基準監督署は,重度ストレス反応及び適応障害を発症したとして,遺族補償年金等の支給決定をしている。

本判決は,「自殺」とは,被共済者の自由な意思決定に基づいてされた自殺をいうことから,被共済者の自由な意思決定に基づかないでされた自殺は本件免責条項にいう「自殺」に含まれないとの解釈基準を示した上で,具体的には 精神障害罹患前の本来的性格・人格との乖離, 自殺に至るまでの言動, 自殺の態様及び動機等の事情を総合的に考慮して判断するのが相当であると判示して,結論として「自殺」には当たらないとしてXの請求を認容した。

**(13)東京地判平成27年7月17日 判例時報2279号57頁**

平成26年(ワ)第5681号 ガラス修補請求事件(棄却(控訴))

マンションの共用部分で区分所有者が専用使用権を有するバルコニーに設置された手すり壁のガラスに清掃等によっては除去できないしみのように見える部分(本件不具合)があることにつき,管理組合が修補しなかった等と主張して不法行為に基づき損害賠償を請求し,管理組合の修補義務の有無や不法行為の成否が問題となった事案において,管理組合が各区分所有者に対し,共用部分を適正に管理する義務を負っているものと解されるとしても,共用部分に存在する不具合の全てにつきその程度等にかかわらず修補をする義務があるとはいえず,不具合の程度,修補のために生ずる費用負担の程度等に照らし,合理的な範囲で修補等の対応をする義務があるところ,本件不具合はバルコニーの通常の使用に支障を生じさせる性質のものではなく,修補を行うことが管理組合に過分の経済的負担を強いるから,管理組合に本件不具合の修補義務があるとは言えないと判示し,不法行為の成立が否定され,請求が棄却された事例。

## 【商事法】

### (14) 最二判平成28年3月4日 最高裁HP

平成27年(受)第1431号 株主総会決議取消請求事件(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/725/085725\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/725/085725_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

Yの株主であるXらが、Yに対し、Yの臨時株主総会におけるXらを取締役から解任する旨の議案を否決する株主総会決議(以下「本件否決決議」という。)の取消しを請求する訴えは不適法であると判断された事例。

(理由)

会社法は、会社の組織に関する訴えについての諸規定を置き(同法828条以下)、瑕疵のある株主総会等の決議についても、その決議の日から3箇月以内に限り訴えをもって取消しを請求できる旨規定して法律関係の早期安定を図り(同法831条)、併せて、当該訴えにおける被告、認容判決の効力が及ぶ者の範囲、判決の効力等も規定している(同法834条から839条まで)。このような規定は、株主総会等の決議によって、新たな法律関係が生ずることを前提とするものである。しかるところ、一般に、ある議案を否決する株主総会等の決議によって新たな法律関係が生ずることはないし、当該決議を取り消すことによって新たな法律関係が生ずるものでもないから、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であると解するのが相当である。このことは、当該議案が役員を解任する旨のものであった場合でも異なるものではない。

### (15) 最三判平成28年3月15日 最高裁HP

平成26年(受)第2454号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/749/085749\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/749/085749_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

顧客Aが証券会社の販売する仕組債を運用対象金融資産とする信託契約を含む一連の取引を行った際に証券会社Y2に説明義務違反があったとはいえないとされた事例

(理由)

Y2は、Aの担当者である取締役兼執行役員兼財務部長のCらに対し、D債券を本件担保債券として本件インデックスCDS取引を行うという本件仕組債の基本的な仕組みに加え、本件取引には、本件インデックスCDS取引における損失の発生、D債券の評価額の下落といった元本毀損リスクがあり、最悪の場合には拠出した元本300億円全部が毀損され、その他に期日前に償還されるリスクがある旨の説明をした。

Aは、消費者金融業、企業に対する投資等を目的とする会社で、その発行株式を東京証券取引所市場第一部やロンドン証券取引所に上場し、国際的に金融事業を行っており、本件取引について、公認会計士及び弁護士に対しY2から交付を受けた資料を示して意見を求めたから、上記説明を理解することが困難ではなかった。

Aにおける事前調査の予定期間経過後に、本件仕組債の計算や評価額に関する事項の提示がなされたからといって、本件取引の実施を延期し又は取りやめることが不可能又は著しく困難であったという事情はうかがわれない。

そして、本件仕組債がY2において販売経験が十分とはいえない新商品であり、Cらが金融取引についての詳しい知識を有しておらず、本件英文書面の訳文が交付されていないことは、国際的に金融事業を行い、本件取引について公認会計士らの意見も求めていたAにとって上記各事項を理解する支障になるとはいえない。

### (16) 大阪高判平成27年5月21日 判例時報2279号96頁

平成26年(ネ)第317号 役員責任査定決定に対する異議の訴え、同反訴、損害賠償請求控訴事件(控訴棄却(上告受理申立て))

破産に至った上場会社(破産会社)の破産管財人がその役員に対し責任査定の申立を行い、破産裁判所が公認会計士の資格を有する社外監査役に対し任務懈怠責任の損害賠償請求額を、破産会社と社外監査役間で締結されていた責任限定契約により会社法427条1項所定の最低責任限度額と同様の額として、648万円とする査定決定をしたことに対し、社外監査役が異議の訴えを提起し(第1訴訟)、破産管財人が同社外監査役に重過失があり責任限定契約は適用されないと主張して反訴を提起し(第2訴訟)、社外監査役が破産管財人が仮差押命令申立を行ったこと及び第2事件を提起したことが不法行為に当たると主張して損害賠償を請求した(第3訴訟)事案において、原審判決(大阪地裁平成25年12月26日判決・判例時報2220号109頁)がいずれも請求も棄却し、原決定を認可したことに対し、社外監査役が控訴した。控訴審裁判所は、社外監査役は取締役会への出席を通じて代表取締役による一連の任務懈怠行為の内容を熟知していたのであるから、破産会社の監査役監査規程に基づき、取締役会に対し、内部統制システムを構築するよう助言又は勧告すべき義務があったが同義務に違反し、同人を代表取締役から解職すべきである旨を助言又は勧告すべき義務があったが同義務に違反したと判示し、その上で、取締役会において度々疑義を表明したり事実関係の報告を求めるなどし、監査役としてしかるべき対応をせざるを得ない旨申し入れるなど、一定の限度でその義務を果たしていたと認めら



れるとして、社外監査役の重過失を否定し、責任限定契約の適用を肯定し、控訴を棄却した。

### (17)長崎地判平成27年11月9日 金法2037号70頁

平成25年(ワ)第231号 株式買取等請求事件(甲事件)、平成26年(ワ)第180号 建物明渡請求事件(乙事件)(甲事件について請求一部認容・乙事件について請求棄却)

地域の4つのホテル等の事業者A1社 A4社について、メインバンクであるY3銀行が関与して整理回収機構の企業再生スキームが取りまとめられたが、その内容はA1 A4の持株会社であるY4および上記ホテル等の業務を引き継ぐ4つの運営会社(そのうちA2の事業を承継したのがY1)を設立したうえ、Xを含む上記ホテルの旧経営者らがそれぞれの新会社の運営統括代表として経営にあたり、各期の目標達成を条件として、Y4から新会社の株式を時価で買い戻すことができること等を内容とするものである。甲事件は、Y1社の取締役であったXが、Yらに対し、違法に経営者の地位を奪われたなどと主張して、主位的請求として、Xを取締役から解任した株主総会決議等の無効確認や株式譲渡等を求め、予備的請求として、経営者の地位を奪われたことによる損害賠償等を求める事案である。乙事件は、XがY1との間で締結した終生使用する旨の使用貸借契約に基づき占有している建物について、Y2がY1の代表取締役として、Xに対し、上記使用貸借契約を解除するとして、上記建物の明渡しを求める事案である。

本判決は、甲事件について、上記スキームの趣旨目的は、旧経営者らの家業であるホテル等を再生し、最終的に旧経営者の所有経営に戻すことで地域再生を図ることにあるのであって、条件付株式買取請求権を付与された旧経営者らは、客観的に合理的かつ公平な理由なくして株式買取対象者の地位から外されることはなく、上記スキームの参加者間において、参加者による各種権利行使は上記趣旨目的に沿ったものであることを要する旨の黙次の合意が成立しており、事後にY4の株式を取得して上記スキームに参加した会社の関係者であるY2およびY5が取締役として議決権を行使した、事業会社Y1の旧経営者であったXの代表取締役解任および新たな代表取締役Y2選任の取締役会決議等は、特別利害関係人による決議であり、上記合意に反する権利の濫用であって無効であるとした。なお、株式譲渡請求については、上記スキームにおいて定められた株式買取請求権を行使するための目標(再生計画書に明示された償却前営業利益)が達成されていないとして排斥した。乙事件については、Xの代表取締役解任およびY2の代表取締役選任の取締役会決議等が無効であることから、Y2がY1の代表取締役としてする上記使用貸借契約解除の意思表示は代表権のない者がした無効なものであるとして請求を棄却した。

## 【知的財産】

### (18)知財高判平成25年12月18日 判例タイムズ1420号159頁

平成25年(行ケ)第10042号 審決取消請求事件(請求棄却、確定)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/839/083839\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/839/083839_hanrei.pdf)

Yが商標権を有する本件商標(「Raffine Style」及び「ラフィネスタイル」を二段に表記したもの)の通常使用権者であるYの子会社Aが、自社の通信販売用ウェブサイトのリンク用看板として本件商標に類似するバナー広告を使用し、引用商標(「RAFFINE」又は「RAFFINE」の文字からなるもの)の商標権者であるXの業務に係る商品と混同を生ずるものをしたとして、Xが商標法53条1項に基づき本件商標登録の取消審判を請求したところ、不成立審判を受けたため、Xがその取消しを求めた。

本判決は、本件商標は、「Raffine」又は「ラフィネ」を出所識別標識とする商標と認識されるため、引用商標は、本件商標とその出所識別標識となる部分において外観及び称呼においてほぼ同一で、全体としても類似するものではあるが、本件バナー広告は、本件商標の使用態様として、意図的に「Raffine」を強調したものとはいえず、社会通念上、適正な使用の範囲内のものと認められ、本件においては、本件商標と引用商標の類似性により、Xの業務とAの業務との間に広義の混同を生ずるおそれがあるとしても、そもそもAにおいて他人の業務との混同を惹起せしめるような登録商標ないし登録商標と類似の商標の不正な使用行為はないのであるから、Aの本件商標の使用は、「他人の業務に係る商品若しくは役務と混同を生ずるものをしたとき」には該当しないとして、Xの請求を棄却した。

### (19)知財高判 平成28年3月25日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10014号 特許権侵害行為差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)(原審 東京地裁 平成25年(ワ)第4040号)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/769/085769\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/769/085769_hanrei.pdf)

控訴人が、「ビタミンDおよびステロイド誘導体の合成用中間体およびその製造方法」とする特許権に係る発明に対して控訴人方法が均等であるとして特許権侵害を認めた原判決の取消を求めた事案であって、「化学式や化合物名を用いて一定のルールのもとに客観的かつ容易に発明の対象が定義される化学分野の発明では、特許請求の範囲の記載を超えて権利が及ぶ範囲が拡張されることを第三者が予期することは極めて困難である」旨等を控訴人が主張したが、控訴人方法は均等であるとして、請求が棄却された事案。

特許出願手続において出願人が特許請求の範囲から意識的に除外したなど、特許権者の側において一旦特許発明の技術的範囲に属しないことを承認するか、又は外形的にそのように解されるような行動をとったものについて、特許権者が後にこれと反する主張をすることは、禁反言の法理に照らし許されないから、このような特段の事情がある場合には、例外的に、均等が否定されることとなる(均等の第5要件。ポールスプライン事件最判参照。最高裁平成10年2月24日第三小法廷判決・民集52巻1号113頁。)

この点、特許請求の範囲に記載された構成と実質的に同一なものとして、出願時に当業者が容易に想到することができる特許請求の範囲外の他の構成があり、したがって、出願人も出願時に当該他の構成を容易に想到することができたとしても、そのことのみを理由として、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことが第5要件における「特段の事情」に当たるものということとはできない。

もっとも、このような場合であっても、出願人が、出願時に、特許請求の範囲外の他の構成を、特許請求の範囲に記載された構成中の異なる部分に代替するものとして認識していたものと客観的、外形的にみて認められるとき、例えば、出願人が明細書において当該他の構成による発明を記載しているとみることができるときや、出願人が出願当時に公表した論文等で特許請求の範囲外の他の構成による発明を記載しているときには、出願人が特許請求の範囲に当該他の構成を記載しなかったことは、第5要件における「特段の事情」に当たるものといえる。なぜなら、上記のような場合には、特許権者の側において、特許請求の範囲を記載する際に、当該他の構成を特許請求の範囲から意識的に除外したもの、すなわち、当該他の構成が特許発明の技術的範囲に属しないことを承認したもの、又は外形的にそのように解されるような行動をとったものと理解することができ、そのような理解をする第三者の信頼は保護されるべきであるから、特許権者が後にこれに反して当該他の構成による対象製品等について均等の主張をすることは、禁反言の法理に照らして許されないからである。

控訴人らは、化学分野の発明では、特許請求の範囲が客観的かつ明瞭な表現で規定されており、第三者にはその範囲以外に権利が拡張されることはないとの信頼が生じるから、当該信頼は保護されるべきであると主張する。しかし、均等による権利は、特許請求の範囲の文言上規定された範囲以外であっても、特許請求の範囲に記載された構成からこれと実質的に同一なものとして当業者が容易に想到することができる技術に及び、第三者はこれを予期すべきであり、禁反言の法理に照らし均等の主張が許されないのは、上記特段の事情がある場合に限られるのであって、化学分野の発明であることや、特許請求の範囲が文言上明確であることは、それ自体では「特段の事情」として均等の成立を否定する理由とはなり得ないから、控訴人らの主張は理由がない。

## (20)東京地判平成28年2月17日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10134号 商標権審決取消請求事件(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/685/085685\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/685/085685_hanrei.pdf)

「デュアルスキャン」の片仮名と「DualScan」の欧文字とを2段に書した被告の登録商標(指定商品:第9類「脂肪計付き体重計,体組成計付き体重計,体重計」)に対して原告が請求した無効審判につき、特許庁は、本件商標は、「DualScan」の欧文字を標準文字により表してなる引用商標(指定商品:第10類「体脂肪測定器,体組成計」)と類似するといえるが、その指定商品が引用商標に係る指定商品と類似するとはいえないから、商標法4条1項11号に該当しないと判断し、商標登録無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟で、商標法4条1項11号該当性(指定商品の類似性)が争点となった事案。

商標法施行令の省令別表では、第10類の項目において、「医療用機械器具」が、「手術用キャットガット」や「人工鼓膜用材料」、「医療用手袋」等とともに列挙されているから、第10類の「医療用機械器具」とは、本来、医療行為に供することが予定されている商品を指すものと解される。これに対し、省令別表の「測定機械器具」が属する第9類の「測量用・・・の機械器具」は、元々、医療行為に供することが予定されていない商品を指すものと解される。しかし、医療用と家庭用の体重計、体組成計の測定対象は同じであり、性能等が近づきつつあるといえる上に、精度の違いは一般消費者には識別し難い場合があることから、性能による明確な区別も困難である。よって、本件査定時においては、医療用の「体脂肪測定器,体組成計」と家庭用の「脂肪計付き体重計,体組成計付き体重計,体重計」は、誤認混同のおそれがある類似した商品に属するというべきであるから、審決には誤りがあり、取り消されるべきであるとして、原告の請求が認容された。

## 【民事手続】

## (21)最二決平成28年3月18日 最高裁HP

平成27年(許)第15号 仮処分決定取消及び仮処分命令申立て却下決定に対する保全抗告棄却決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/764/085764\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/764/085764_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

建物の区分所有等に関する法律59条1項に規定する競売を請求する権利を被保全権利として民事保全法上の処分禁止の仮処分を申し立てることはできない。

(理由)

民事保全法53条は同条1項に規定する登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行方法について、同法55条は建物の取去及びその敷地の明渡しの請求権を保全するためのその建物の処分禁止の仮処分の執行方法についてそれぞれ規定しているところ、建物の区分所有等に関する法律59条1項の規定に基づき区分所有権及び敷地利用権の競売を請求する権利は、民事保全法53条又は55条に規定する上記の各請求権であるとはいえない。上記の競売を請求する権利は、特定の区分所有者が、区分所有者の共同の利益に反する行為をし、又はその行為をするおそれがあることを原因として、区分所有者の共同生活の維持を図るため、他の区分所有者等において、当該行為に係る区分所有者の区分所有権等を競売により強制的に処分させ、もって当該区分所有者を区分所有関係から排除しようとする趣旨のものである。このことからしても、当該区分所有者が任意にその区分所有権等を処分することは、上記趣旨に反するものとはいえず、これを禁止することは相当でない。

## (22)東京地判平成26年12月25日 判例タイムズ1420号312頁

平成26年(ワ)第14667号執行判決請求事件(認容,控訴)

平成8年に婚姻した原告と被告は、平成18年に子らと共に米国カリフォルニア州に移住したが、平成23年に原告が被告に対し、カリフォルニア州ロサンゼルス郡上級裁判所に離婚等請求訴訟を提起し、同裁判所は、原告と被告との離婚等のほか、子らの養育費等の支払いを被告に命ずる判決を言い渡した(被告は、当該訴訟係属中に単身日本に帰国し、原告と子らは引き続き米国に居住していた)。原告は、当該外国判決のうち、子らの養育費等の支払いを命じた部分について、民事執行法24条に基づき執行判決を求め、本判決は、当該外国裁判所の裁判権を認めた上、支払を命じられた養育費の額が我が国における適正額を上回っても、そのことのみから当然に外国判決の内容が我が国における公の秩序又は善良の風俗に反するということとはできないし、被告の収入と対比しても、支払いを命じられた養育費の額が日本における公の秩序又は善良の風俗に反するほど高額とは認められないから、民訴法118条の要件を満たすとして、執行判決をした。

## 【刑事法】

### (23)最三判平成28年3月18日 最高裁HP

平成26年(あ)第1844号 自動車運転過失致死被告事件(原判決破棄差戻)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/757/085757\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/757/085757_hanrei.pdf)

(要旨)

自動車運転過失致死の公訴事実について防犯カメラ映像と整合しない走行態様を前提に被告人を有罪とした原判決に、審理不尽の違法、事実誤認の疑いがあるとされた事例

(判旨)

被告人車が本件交差点手前でA車を追い越したことは被告人自身も認めているところ、原判決が指摘するとおり、本件防犯カメラの映像によれば、A車が本件交差点を通過したのは、本件事故の発生直後であると認められるから、A車を本件交差点手前で追い越した被告人車が本件交差点に進入したのは、本件事故発生とほぼ同時であると推認できる。したがって、原判決の破棄部分の説示、すなわち、被告人車は本件事故より前に本件交差点に進入したと認定し、被告人車が被害者を轢過したことにつき合理的な疑いがあるとした第1審判決の事実認定に誤りがあるとした部分は、論理則、経験則等に照らして不合理な点はなく、是認することができる。

しかし、被告人車の走行態様につき、第1車線に車線変更し、A車を左側から追い越して本件交差点に進入した後、再び第2車線に戻って被害者を轢過したと認定した部分は、疑問があり、十分な審理が尽くされていない。

被告人車の走行態様に関しては、相反する2つの目撃供述がある。すなわち、先行事故後に本件交差点内で交通整理を行っていたBは、「乗用車タイプの車がトラックの左側(第1車線)を追い越していき、直後に本件事故が発生した」旨供述し、一方、A車を運転していたAは、「白っぽい乗用車が自転車のすぐ右側を追い越していき、倒れている被害者の頭部付近を、何かを踏む音を立てながら通り過ぎていった」旨供述している。よって、被告人車の走行態様がどのようなものであったかにつき、客観的証拠である本件防犯カメラの映像との整合性を意識しつつ、当事者双方が主張立証を尽くし、裁判所が判断を示す必要があった。

原判決は、Bの供述等を基に、「大型貨物自動車が減速停止し、その後方から来た乗用車が第1車線から追い越して交差点に進入し、本件交差点内で右前方に進路を変えて第2車線に進出し、路上に転倒横臥していた被害者の頭顔部を轢過した事実は確実に認定できる」旨判示するとともに、本件防犯カメラの映像から、A車の右側を乗用車が追い抜いていったことが分かる旨の原審弁護人の主張に対し、「そのような映像は認められず、A車の左側を追い抜き、第1車線から本件交差点に進入した乗用車が、交差点内で第2車線に向かい、被害者を轢過したことは動かない」旨判示して排斥し、そ

の乗用車は被告人車であると認定するに至った。

原判決の認定どおり、A車を第1車線側から追い越して本件交差点に進入した乗用車(被告人車)が存在したとすれば、A車が本件防犯カメラに映るのとほぼ同時に、その手前(第1車線側)をA車より速い速度で追い越す乗用車が映っていないから、本件防犯カメラの映像にはそのような走行をする乗用車は存在せず、この不整合の点について何らの説明もないまま被告人車が第1車線を走行したとする原判決の認定は、不合理である。

原判決は、自らが認定する被告人車の走行態様は、Bの供述等から確実に認定できるとする一方、これに反するAの供述は重要な点で事実と反し、信用できないとしているが、Bの供述は、本件防犯カメラの映像にそのような態様で走行する乗用車が存在しないことと整合しておらず、相反する2つの目撃供述に関する原判決の信用性判断も、不合理である。

原判決には、被告人車の走行態様に関し、本件防犯カメラの映像内容及び相反する2つの証言の存在を踏まえた審理を十分に尽くさなかった結果、事実を誤認した疑いがあり、A車の右側を追い越した乗用車が、被告人車である可能性があることも念頭に置いて本件防犯カメラの映像を精査し、被告人車の走行態様を明らかにした上で、その走行態様を前提として、被告人の過失の有無等につき当事者双方の主張立証を尽くさせる必要があるというべきであるから、原判決を破棄し、原審に差し戻す。

## (24)東京高判平成27年8月31日 判例時報2279号138頁

平成27年(ウ)第969号 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件(控訴棄却)

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例違反被告事件について、検察官が略式命令請求の際に被告人に有利な情状資料である示談書の写しを弁護人から受領していながら提出せず、被害者から聴取した「示談したことは間違いありません。必要なら処罰してもらってもかまいません。」という内容の電話聴取書を提出し、検察官の求刑通りの罰金50万円の略式命令が出たことにつき、被告人が正式裁判を請求し、その後弁護人が一件記録閲覧の際に示談書不提出の事実が判明し、原審公判において弁護人から証拠請求され取り調べられたが、東京簡裁は、被告人を略式命令と同額の罰金50万円とする判決を言い渡した。これに対し、弁護人は、控訴し、検察官が略式命令請求の際に示談書を提出せずに求刑したのは明らかに正義に反するのに、これを不問に付した原判決には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある、示談書を考慮しないで出された略式命令と同額の罰金を言い渡した原判決に量刑不当がある、と主張した。控訴審裁判所は、示談書は一般情状に関する重要な証拠であるから、検察官が略式命令を請求するに当たり示談書を提出するのが相当であったと認められるが、その後正式裁判の審理の段階で原裁判所が証拠調べしているから、略式請求に当たり示談書を提出しなかった点を原審が問題視しなかった点に違法はない、(当該事案における原判決の量刑判断を示した上で)原判決が罰金50万円に処した理由は説得的かつ合理的なものであり、略式命令と同じ刑になったからといって、原判決の量刑が客観的合理性に欠けているということはない、と判断した。

## 【公法】

## (25)最一判平成28年2月29日 最高裁 HP

平成27年(行ヒ)第75号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/710/085710\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/710/085710_hanrei.pdf)

1 法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは、法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいい、その濫用の有無の判断に当たっては、当該法人の行為又は計算が、通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり、実態とは乖離した形式を作出したりするなど、不自然なものであるかどうか、税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で、当該行為又は計算が、組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって、組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

2 甲社が乙社の発行済株式全部を買収して完全子会社とし、その後乙社を吸収合併した場合において、甲社の代表取締役社長Aが上記買収前に乙社の取締役副社長に就任した行為は、乙社の利益だけでは容易に償却し得ない多額の未処理欠損金額を上記買収及び合併により甲社の欠損金額とみなし、甲社においてその全額を活用することを意図して、上記合併後にAが甲社の代表取締役社長の地位にとどまってさえいれば法人税法施行令(平成22年政令第51号による改正前のもの)112条7項5号の要件が満たされることとなるよう企図されたものであり、その就任期間や業務内容等に照らし、Aが乙社において同号において想定されている特定役員の実質を備えていたということできないなど判示の事情の下では、法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たる。

3 法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「その法人の行為又は計算」とは,更正又は決定を受ける法人の行為又は計算に限られるものではなく,同条各号に掲げられている法人の行為又は計算を意味する。

### (26)最二判平成28年2月29日 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第177号 法人税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/709/085709\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/085709_hanrei.pdf)

1 法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」とは,法人の行為又は計算が組織再編税制に係る各規定を租税回避の手段として濫用することにより法人税の負担を減少させるものであることをいい,その濫用の有無の判断に当たっては,当該法人の行為又は計算が,通常は想定されない組織再編成の手順や方法に基づいたり,実態とは乖離した形式を作出したりするなど,不自然なものであるかどうか,税負担の減少以外にそのような行為又は計算を行うことの合理的な理由となる事業目的その他の事由が存在するかどうか等の事情を考慮した上で,当該行為又は計算が,組織再編成を利用して税負担を減少させることを意図したものであって,組織再編税制に係る各規定の本来の趣旨及び目的から逸脱する態様でその適用を受けるもの又は免れるものと認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

2 新設分割により設立された分割承継法人が当該分割は適格分割に該当しないとして資産調整勘定の金額を計上した場合において,分割後に分割法人が当該分割承継法人の発行済株式全部を譲渡する計画を前提としてされた当該分割は,翌事業年度以降は損金に算入することができなくなる当該分割法人の未処理欠損金額約100億円を当該分割承継法人の資産調整勘定の金額に転化させ,これを以後60か月にわたり償却し得るものとするため,本来必要のない上記譲渡を介在させることにより,実質的には適格分割というべきものを形式的にこれに該当しないものとするべく企図されたものといわざるを得ないなど判示の事情の下では,法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に当たる。

3 法人税法(平成22年法律第6号による改正前のもの)132条の2にいう「その法人の行為又は計算」とは,更正又は決定を受ける法人の行為又は計算に限られるものではなく,同条各号に掲げられている法人の行為又は計算を意味する。

### (27)最一判平成28年3月10日 最高裁HP

平成27年(行ヒ)第221号 個人情報一部不開示決定処分取消等請求事件(破棄自判,請求を棄却した第1審判決を支持し控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/738/085738\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/738/085738_hanrei.pdf)

個人情報の一部を不開示とする決定の取消しを求める訴えが行政事件訴訟法14条1項本文の定める出訴期間を経過した後に提起されたものであり,出訴期間を経過した後に提起されたことにつき同項ただし書にいう「正当な理由」があるとはいえないとされた事例。

同訴えは,請求人代理人弁護士に対し部分開示決定が送付されて6ヶ月が経過した後(但し部分開示決定に基づく開示文書の交付からは6ヶ月以内)に提訴されたところ,開示決定等は,個人情報の記録された公文書の写しの交付等による開示が実施されていないとしても,当該開示決定等に係る通知書が開示請求者に到達した時点で効力を生ずるものと解されることから,同時点で「処分があった」と評価される。

### (28)東京地判平成26年1月15日 判例タイムズ1420号268頁

平成23年(ワ)第15750号(第1事件),平成23年(ワ)第32072号(第2事件),平成24年(ワ)第3266号(第3事件)公安テロ情報流出被害国家賠償請求事件(一部認容,控訴(後控訴棄却))

イスラム教徒である原告らは,警視庁,警察庁等が,モスクの監視などの行為により,原告らの信教の自由等の憲法上の人権を侵害し,また,情報管理上の注意義務違反等によりインターネット上に原告らの個人情報を流出させた(本件流出事件)上,適切な損害拡大防止措置を執らなかった等の行為を行ったとして,東京都及び国に対し,国家賠償法1条1項等に基づきそれぞれ1100万円の損害賠償等を求めた。

本判決は,本件の情報収集活動は,国際テロの防止の為に必要やむを得ない措置であり,憲法20条等に違反しないとし,情報の収集・保管・利用も憲法13条,行政機関個人情報保護法及び東京都個人情報保護条例に違反するものではないとしたが,本件の流出データは,警察職員によって外部記録媒体を用いて持ち出されたものと認められる点,警視総監に情報管理上の注意義務を怠った過失があり国家賠償法上の違法性があったとして,東京都には賠償責任があるとし,一方,警察庁には監査責任者が恒常的に警察情報システムに係る監査を怠っていた等の事情が認められないから,国には本件流出事件の責任はなく,損害拡大防止措置についても,警視庁及び警察庁は,原告らの個人情報を含め流出したデータを全面的には削除できなかったものの,尽くすべき義務は尽くしたものと認められるとし,原告らの請求についてそれぞれ弁護士費用を含め550万円の範囲で認容した(うち1人の原告はプライバシー等侵害の

程度から220万円の範囲で認容)。

### (29)大阪地判平成26年12月17日 判例タイムズ1420号178頁

平成24年(行ウ)第222号 戒告処分取消等請求事件(一部認容,控訴(後取消,自判))

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/005/085005\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/005/085005_hanrei.pdf)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/843/084843\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/843/084843_hanrei.pdf)

Yの地方公営企業である大阪市交通局の職員Xが,入れ墨の有無等を尋ねる調査に回答しなかったことに職務命令違反があるとして,地方公務員法29条1項1ないし3号並びに大阪市職員基本条例28条1項及び別表11号に基づき,懲戒処分として戒告処分を受けたことから,Yに対し,本件処分の取消しを求めると共に,国家賠償法1条1項に基づく慰謝料請求をした。本判決は,入れ墨の有無等に関する調査に回答することを職員に義務づける大阪市交通局長の職務命令は,調査の目的の正当性,必要性及び手段の相当性をみたまので憲法13条には違反しないが,当該命令が,社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報の収集を目的とするものであるため,当該情報の収集を禁止する大阪市個人情報保護条例6条2項に反して違法であるとして本件処分を取り消し,一方,慰謝料請求については,Xは入れ墨をしていない上,自ら入れ墨がないことを営業所長らに視認させていることなどから,本件調査等によりXの人格的利益が侵害されたものと評価することは出来ず,懲戒処分についても戒告にとどまる上,処分が取り消されることで不利益は解消されるから,慰謝料の支払を命ずるまでの損害が生じたとは認められないとして棄却された。

## 【社会法】

### (30)最二判平成28年2月19日 最高裁HP

平成25年(受)第2595号 退職金請求事件(破棄差戻)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/681/085681\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/681/085681_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

1 就業規則に定められた賃金や退職金に関する労働条件の変更に対する労働者の同意の有無については,当該変更を受け入れる旨の労働者の行為の有無だけでなく,当該変更により労働者にもたらされる不利益の内容及び程度,労働者により当該行為がされるに至った経緯及びその態様,当該行為に先立つ労働者への情報提供又は説明の内容等に照らして,当該行為が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するか否かという観点からも,判断されるべきものと解するのが相当である(最高裁昭和44年(オ)第1073号同48年1月19日第二小法廷判決・民集27巻1号27頁,最高裁昭和63年(オ)第4号平成2年11月26日第二小法廷判決・民集44巻8号1085頁等参照)。

2 合併により消滅する信用協同組合の職員Xが,合併前の就業規則に定められた退職金の支給基準を変更することに同意する旨の記載のある書面に署名押印をした場合において,上記の変更に対する当該職員の同意があったとした原審の判断に違法があるとされた事例

(理由)

Xらが本件基準変更への同意をするか否かについて自ら検討し判断するために必要十分な情報を与えられていたというためには,同人らに対し,本件基準変更によりXらに対する退職金の支給につき生ずる具体的な不利益の内容や程度についても,情報提供や説明がされる必要があったというべきである。

原審は,その判断に当たり,本件基準変更による不利益の内容等及び本件同意書への署名押印に至った経緯等について十分に考慮せず,自己都合退職の場合には支給される退職金額が0円となる可能性が高くなることや,Yの従前の職員に係る支給基準との関係でも著しく均衡を欠く結果となることなどの点に関する情報提供や説明がされたか否かについての十分な認定,考慮をしていない。

### (31)東京地判平成27年6月26日 判例時報2280号90頁

平成25年(ワ)第31216号 損害賠償等本訴請求,損害賠償反訴請求事件(本訴一部認容,一部棄却,反訴棄却)

歯科医師Xは,歯科医師Yの歯科医院で雇用され働いていたが,Yとの間で,平成25年5月,同年9月1日をもって代金350万円を以て歯科医院事業の譲渡を受ける譲渡契約(本件契約)を締結し,かかる契約には,Yが診療スタッフとの雇用関係を終了させ,Xが必要な人員を新規に雇用することが内容に含まれていた。その後,Xは雇用されていた診療スタッフらと雇用交渉を行ったが,雇用しなかった。Yは,Xには診療スタッフとの間で,従前の労働条件に準じた労働条件により労働契約が締結されるよう誠意をもって交渉すべき義務等があるとして,同年8月12日,Xの債務不履行を理由に本件契約を解除し,他方,Xは,同月30日,Yの事業譲渡に協力しない行為が債務不履行にあたるとして本件契約を解除した。XはYに対し,譲渡代金350万円の返還請求を行うと共に約850万円の損害賠償請求(内訳は逸失利益,経費,解雇予告手当相当額,慰謝料及び弁護士費用),退職金等の請求をし,Yが反訴として,債務不履行に基づく損害賠償

請求,本訴の提起に係る不法行為に基づき損害賠償を請求した。

本判決は,従業員を従前の労働条件に準じた労働条件により労働契約が締結されるよう誠意をもって交渉すべき義務等は,本件契約上認められないとし,Xの債務不履行を否定し,それに基づくYの解除も有効ではなく,Yの同年8月1日,Xに対して歯科医院の鍵の返還を求めてこれを受領し,同月12日付で被告による本件解除をした上,同月26日付書面をもって,Xに対し,前記解除を撤回する意向が全くない旨を述べたという事実は,事業譲渡の実行に必要な協力を一切拒否する姿勢を明確に示しているとして,これらの行為を履行期前の債務不履行に当たるとした上,Xの損害のうち,関係者へのお詫びの挨拶等の経費,雇用した者の解雇予告手当相当額,弁護士費用の損害を認め,逸失利益は否定した。また,原状回復として350万円の返還義務を認め,退職金等の支払義務を否定する等して,Xの本訴請求を一部認容し,Yの反訴請求を棄却した。

## 【その他】

### (32)知財高判平成28年2月24日 裁判所HP

平成27年(ネ)第10119号 不正競争損害賠償請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成26年(ワ)第31864号)(棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/699/085699\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/699/085699_hanrei.pdf)

弁護士である原告らが,被告に対し,被告が被告ウェブサイトにおいて,「弁護士は,料金が高い」,「法律のプロの力を借りなければ削除が難しいサイトだけに限って弁護士に依頼すれば,全体の費用を大幅に減らすことができます」等と表示し,「ネット削除に詳しい弁護士」として原告らの氏名を表示したことが,原告らよりも契約条件において有利であるかのような表示をしている点において品質等誤認表示(不競法2条1項13号)に当たり,これにより原告らの営業権が侵害され,原告らの名誉,信用に対する損害を被ったと主張して,慰謝料80万円の支払を求め,原判決は,原告らの請求を棄却したことに対し,原告らが控訴をした事案。

原告らは,被告ウェブサイト(広告)では,まさしく削除請求を代行するとうたっており,非弁活動の広告がなされているものであるから,適法に任意削除請求ができないにもかかわらず,これが適法に可能であるように表示しており,「役務の質,内容」について消費者を誤認させる表示に当たる旨主張したが,被告ウェブサイトの表示を正確に理解するためには,原告らも認めるとおり,当該ウェブサイトの特定の文言のみならず,その他前後の文脈等も見る必要があるところ,トップページにおける「ブログの削除」欄には,「当社では,ブログの削除代行も行っています。」との記載に引き続いて,「削除依頼をITの面からサポートし,解決いたします。」との記載や,「ネットの削除養成については法律知識だけでなく,ITの知識や技術も必要になります。当社では,ITの面から削除要請をサポートしています。削除の方法が技術的に分からないようなときは,当社にご相談下さい。」との記載等があり,これらによれば,原判決が述べるように,被告が,顧客と顧客が削除を求める相手との関係でどのように関わるのかについて明確でなく,技術的サポートの内容も具体的ではないものの,被告が顧客に代わって削除依頼を直接行ったり,法的助言を行ったりするものと理解することはできない。そうすると,被告ウェブサイトが,本来,被告が適法に行うことができない法律的な業務について,これを行うことが適法に可能であるように表示したとまではいうことができず,「役務の質,内容」について消費者を誤認させたということとはできない,として,本件控訴は棄却された。

## 【紹介済判例】

東京地判平成26年2月20日 判例タイムズ1420号316頁

平成23年(ワ)第21738号損害賠償請求事件(一部認容,控訴)

法務速報160号7番で紹介済

知財高判平成26年2月26日 判例タイムズ1420号134頁

平成25年(行ケ)第10048号 審決取消請求事件(認容,確定)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/992/083992\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/992/083992_hanrei.pdf)

法務速報155号7番で紹介済

知財高判平成26年3月13日 判例タイムズ1420号126頁

平成25年(行ケ)第10226号 審決取消請求事件(認容,上告,上告受理申立)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/044/084044\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/044/084044_hanrei.pdf)

法務速報155号9番で紹介済

東京高決平成26年10月2日 判例時報2278号66頁

平成26年(ラ)第1866号 氏の変更許可申立却下審判に対する抗告申立事件 取消(確定)  
法務速報178号2番で紹介済

東京地判平成26年10月30日 判例タイムズ1420号207頁  
平成24年(行ウ)第347号,平成24年(行ウ)第501号,平成24年(行ウ)第502号給与等請求事件(請求棄却,控訴)  
法務速報171号17番で紹介済

最二判平成27年7月17日 判例時報2279号9頁  
平成25年(行ヒ)第166号 所得税更正処分取消等,所得税通知書分取消請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻)  
法務速報177号24番で紹介済

最二判平成27年7月17日 判例時報2279号16頁  
平成26年(行ヒ)第190号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認等請求事件(破棄差戻)  
法務速報177号25番で紹介済

最一決平成27年8月25日 判例タイムズ1420号79頁  
平成26年(あ)第1045号 傷害致死被告事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/298/085298\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/298/085298_hanrei.pdf)  
法務速報173号13番で紹介済

最三判平成27年9月8日 判例タイムズ1420号75頁  
平成26年(行ヒ)第406号 一般疾病医療費支給申請却下処分取消等請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/309/085309\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/309/085309_hanrei.pdf)  
法務速報173号18番で紹介済

最三決平成27年9月15日 判例時報2278号144頁  
平成27年(あ)177号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85320](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85320)  
法務速報173号14番で紹介済

最二判平成27年9月18日 判例時報2278号63頁  
平成25年(受)第843号 不当利得返還請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85327](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85327)  
法務速報173号1番で紹介済

最二判平成27年9月18日 判例時報2280号66頁  
平成25年(受)第2331号 損害賠償請求事件(上告棄却)  
法務速報173号11番で紹介済

最二判平成27年9月18日 金法2036号90頁  
平成25年(受)第2331号 損害賠償請求事件(上告棄却)  
判決文: [www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/326/085326\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/326/085326_hanrei.pdf)  
法務速報173号11番で紹介済

最大判平成27年11月25日 判例タイムズ1420号48頁  
平成27年(行ツ)第253号 選挙無効請求事件(上告棄却)  
判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/494/085494\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/494/085494_hanrei.pdf)  
法務速報176号32番で紹介済



## 2. 平成28年(2016年)3月27日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 189 24

国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する法律

・・・国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等及び外国公館等の周辺地域の上空における小型無人機の飛行を禁止することを定めた法律。

・衆法 189 40

戦没者の遺骨収集の推進に関する法律

・・・戦没者の遺骨収集の推進に関し国の責務を明らかにするとともに、戦没者の遺骨収集の実施に関し基本となる事項等を定めた法律。

・参法 190 1

自殺対策基本法の一部を改正する法律

・・・自殺対策の基本理念の明記、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画の策定、自殺対策の推進につき必要な組織の整備等を定めた法律。

・閣法 190 23

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館として在ニウエ日本国大使館及び在ベンガルール日本国総領事館を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を定めた法律。

### 3.3月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

森本 大介/石川 智也/濱野 敏彦 編著 中央経済社 224頁 2,808円  
秘密保持契約の実務 作成・交渉から平成27年改正不競法まで

野辺 博 編著 学陽書房 352頁 3,672円  
私道・境界・近隣紛争の法律相談

宮田房枝 著 中央経済社 269頁 3,240円  
そこが知りたかった!民事信託Q&A100

東京弁護士会 親和全期会 編 清文社 175頁 2,160円  
新民法対応!!事業者が知っておくべき「保証」契約Q&A

新谷 勝 著 民事法研究会 488頁 5,616円  
内部統制システムと株主代表訴訟 役員責任の所在と判断

東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会 編集 大成出版社 218頁 2,376円  
東弁協叢書 高齢者をめぐる法律問題入門

#### 4.3月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

深津拓寛/松田誠司/杉村光嗣/谷口はるな 著 商事法務 260頁 3,240円  
実務解説 職務発明 平成27年特許法改正対応

中村健人 著 折橋洋介 監修 第一法規 192頁 2,700円  
改正 行政不服審査法 [施行令対応版]自治体の検討課題と対応のポイント

ぎょうべんネット 編 民事法研究会 66頁 1,296円  
新行政不服審査法 審理員のノウハウ・不服申立代理人のスキル 新制度を使いこなすために

一般社団法人東京TSネット 編者 堀江まゆみ/水藤昌彦 監修 現代人文社 217頁 2,052円  
更生支援計画をつくる罪に問われた障害のある人への支援

中央経済社 編 中央経済社 330頁 2,592円  
マイナンバー法令集 平成28年1月1日現在

## 5. 発刊書籍<解説>

「新民法対応!!事業者が知っておくべき「保証」契約Q&A 」

保証について民法改正案を踏まえて、51の論点についてQ&A方式で中小企業経営者等にも分かり易く解説されている。第1章概説、第2章保証契約の成立、第3章保証契約の履行、第4章保証契約の消滅との構成となっている。民法が改正され施行された際には、実務上保証がどのように変更されるのかを説明する際に参考になる本だと思われる。

「改正 行政不服審査法 [施行令対応版]自治体の検討課題と対応のポイント 」

行政不服審査法の改正に伴い、行政不服審査法の主要な改正事項の概要、関連する地方自治法、地方税法、生活保護法、行政手続法等の改正の概要、組織や運営上の課題等について、解説されている。資料編として、新旧対照条文、総務省資料等が添付されている。今後、行政手続に関する業務を行う際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。